

## 障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン 改定素案について

### 追加する事項（全般的な内容）

- ◆障害者差別解消法に触れる
- ◆障害の定義については社会モデルに準拠することを明記  
現行ガイドラインは障害者基本法改正前に策定されている
- ◆情報が「伝わる」ことを職員が心がけることが必要  
「伝える」手段の平等でなく「伝わる」結果の平等が重要
- ◆複数の情報提供手段の用意を意識する
- ◆自治体からの情報提供の姿勢  
県規模のサービスや情報について市町村でも情報提供できることが望ましい  
県民に対して情報保障を行うには市町村レベルでの実践・協力が不可欠
- ◆各種マークによる障害理解  
障害特性の理解の仲立ちとして活用できる
- ◆職員が適切な対応をするには、障害特性について知ることが必要である
- ◆一度実現した配慮を継続できるよう、組織内での情報共有が重要
- ◆障害のある人がいるのは特別な場所だけでない＝あらゆる場面で意識が必要

### 今回の主な変更点

- 消極的表現（～ができないので～の配慮をする）から積極的表現（～の配慮で～ができるようになる）へ切り替える 《作業中》
  - 冗長な記述を廃し、ガイドライン利用者に内容が伝わることを留意する。
  - 押しつけがましい表現、見下した表現がないように留意する 《作業中》
  - 各団体からのヒアリング内容を反映する 《作業中》
  - 場面ごとに必要な配慮を記述する（この素案では障害ごとの記述の変更点がわかりやすいよう、障害ごとの記述のままとした）。就労の場面を追加。
  - 具体的なコミュニケーション手段の説明（点字・手話等通訳や情報機器など）は別冊（ハンドブック）で詳細に説明することとした 《作業中》
  - 他のガイドライン（ウェブアクセシビリティ等）の記述は重複させず、配慮の必要性の説明にとどめた。
  - アプリ等を作成する際の配慮について新たに記載した。
- ※災害時の記述については防災関係部局との調整後に提案します。

## 《障害ごとの変更点》

### ●視覚障害

- ・電子メールやファイル形式に関する記述を強化
- ・弱視の人に必要な配慮として文書等のコントラストを新たに記載（盲ろう者も）
- ・色弱に関する記述を強化（カラーユニバーサルデザイン）

### ●聴覚障害

- ・手話言語条例の成立を踏まえて記述を更新
- ・手話通訳や要約筆記を利用する際の席の確保や資料の用意の必要性を記載
- ・難聴者に配慮したマイクの使用を明記

### ●盲ろう者

- ・盲ろう者の説明を強化
- ・会議での休憩の必要性を記載

### ●音声機能障害等

- ・吃音に関する記述を加えた

### ●知的障害・重症心身障害

- ・本人を無視した対応を行わない、本人の意思を無視した誘導を行わないよう明記
- ・本人の「わかりました」が理解のあらわれとは限らないことを明記
- ・支援者への情報提供の必要性を明記

### ●発達障害・精神障害

- ・発達障害の特性の説明を強化・整理
- ・アスペルガー、高機能自閉症等の記述を廃し、自閉症スペクトラム障害に統一
- ・発達障害の人の説明が細分化していたことから、全般的な特性を別途記述
- ・精神障害で誤解を生みやすい例示を削除

### ●肢体不自由

- ・対応設備の案内の必要性を明記

### ●内部障害・難病等（新設）

- ・配慮の必要性を明記

### ●重複障害（新設）

- ・重複障害ゆえの困難さを明記
- ・盲重複、ろう重複の内容を例示